

大崎市中小企業者・小規模企業者団体商品券等発行事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける地域経済の活性化を図るため、中小企業者・小規模企業者によって構成された団体等が実施する販路拡大、販売促進などの事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 10以上の中小企業者・小規模企業者で構成された団体又は定款、規約、会則等を有する商店街振興組合、事業協同組合、同業者組合又はこれに準ずる任意の団体をいう。
- (2) 中小企業者・小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年度法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、団体が主体となって実施するクーポン券発行、商品券発行及び割引券発行その他これらに類する事業で販売促進及び販売拡大が見込めるものとして市長が認めるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、第6条の規定により認定を受けた団体とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の10分の10の額とし、当該団体を構成する中小企業者・小規模企業者の数に5万円を乗じて得た額に、10万円を加算した額を限度とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(団体認定の手続)

第6条 補助事業を実施する団体は、大崎市中小企業者・小規模企業者団体商品券等発行事業団体認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 団体調書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、大崎市中小企業者・小規模企業者団体商品券等発行事業団体認定書（様式第3号）により通知するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、大崎市中小企業者・小規模企業者団体商品券等発行事業補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第5号）
- (2) 見積書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大崎市中小企業者・小規模企業者団体商品券等発行事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- （1） 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、大崎市中小企業者・小規模企業者団体商品券等発行事業計画変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けること。ただし、補助対象経費の20パーセント未満の額の変更で、補助金の額に変更を来さない軽微な変更にあつては、この限りでない。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、大崎市中小企業者・小規模企業者団体商品券等発行事業計画中止承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、承認を受けること。
- （3） 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （4） 補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等は、当該収入及び支出についての証拠書類とともに事業完了後5年間保存すること。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた団体が、虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたときは、当該交付の決定を取り消すことができる。

（実績報告）

第11条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた団体は、補助事業が完了した後速やかに、大崎市中小企業者・小規模企業者団体商品

券等発行事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第10号）
- (2) 収支精算書（様式第11号）
- (3) 領収証等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大崎市中小企業者・小規模企業者団体商品券等発行事業補助金確定通知書（様式第12号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付の方法）

第13条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要と認めるときは、概算払の方法により交付できるものとする。

2 交付決定者は、前条の規定による確定通知書を受理した日以後、速やかに大崎市中小企業者・小規模企業者団体商品券等発行事業補助金請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、第8条の規定による交付決定通知書を受理した日以後、速やかに中小企業者・小規模企業者団体商品券等発行事業補助金概算払請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月5日から施行し、同年6月24日から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費

項 目	内 訳
1 割増費用	商品券割増分，クーポン値引き分を補填するもの。
2 賃金	事業の実施に必要な補助的業務を行う臨時のアルバイト代として支払われる経費。 ただし，交付対象団体の構成員，従業員及びその家族に支給する賃金，従来から雇用している職員やアルバイトについての費用振替、長期間の継続雇用は対象外とする。また，領収書等は個人ごとに作成するものとし，複数名に一括で支払った場合は対象外とする。
3 需用費	消耗品費，燃料費，印刷製本費，光熱水費，修繕料， <u>賄材料費</u> ※， <u>景品費</u> ※（※市内事業者からの調達に限る。）
4 役務費	通信運搬費，広告宣伝料，手数料など
5 委託料	サイト構築，デザイン，運営支援等の委託料など
6 使用料及び賃借料	会場借料，機器リース料，備品賃借料など

備考

次に掲げるものに該当する場合は，対象経費から除く。

- (1) 個人個店の資産形成にかかる経費
- (2) 茶菓代，弁当代など飲食にかかる経費
- (3) 団体等の構成員にかかる賃金及び燃料費
- (4) 領収書がない等用途不明な経費